

大規模小売店舗届出書

令和8年3月27日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

(設置者)

名 称 大和ハウス工業株式会社

代表者氏名 代表取締役 大友 浩嗣

住 所 大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) かしょう ふなばしほんちよういっちょうめけいかく 船橋本町一丁目計画

所在地 千葉県船橋市本町一丁目115番6 ほか

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙(小売業者一覧表のとおり)

3 大規模小売店舗を新設する日

令和10年10月1日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,075 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
別添 図面5 地下1階平面図:駐車場	51台
合計	51台

※別途、従業員共用駐車場16台設置

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
別添 図面 4 建物配置図及び1階平面図:駐輪場	163 台
合計	163 台

別途、従業員共用駐輪場 45 台設置

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
別添 図面 5 地下1階平面図:荷さばき施設	120.2 m ²
合計	120 m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
別添 図面 5 地下1階平面図:廃棄物保管施設	20.55 m ³
合計	21 m ³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻	特記事項
午前 0 時	午前 0 時	24 時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場 No.	利用可能な時間帯	特記事項
駐車場	午前 0 時～翌午前 0 時	24 時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場 No	出入口の数	位置
駐車場	2 か所	別添 図面 4 建物配置図及び1階平面図
合計	2 か所	—

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No.	荷さばき可能な時間帯
荷さばき施設	午前 6 時～午後 10 時

別紙（小売業者一覧表）

番号		名称	法人の場合代表者の役職名及び氏名	住所(所在地)	主として販売する物品の種類	面積	開店時刻	閉店時刻	特記事項
店 No	業者 No								
1	1	未定	-	-	-	4,075 m ²	午前0時	午前0時	24時間営業
小売業者数合計		1者			面積合計	4,075 m ²			

※小売業者の店舗面積の合計 4,075 m² + 共通部分 0 m² = 届出面積 4,075 m²

添付書類

1 法人にあつてはその登記事項証明書 <規則第4条第1項第1号>
別添のとおり

2 主として販売する物品の種類 <規則第4条第1項第2号>
別紙(小売業者一覧表のとおり)

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
<規則第4条第1項第3号>

- * 建物配置図 図面 4 建物配置図及び1階平面図
- * 各階平面図 図面 4 建物配置図及び1階平面図
図面 5 地下1階平面図
図面 6 2階平面図
図面 7 3階平面図
図面 8 4階平面図
図面 9 5階平面図
図面 10 6階平面図
図面 11 7階平面図

4 建物計画の概要

(1) 敷地の概要

① 敷地の面積
6,668.16 m²

② 法令に基づく用途等

都市計画区域	市街化区域
用途地域	商業地域

(2) 立地環境

① 計画地周辺の概要

計画地は市道 14-012 線に面しており、JR 総武線船橋駅が北側に隣接しています。現況計画地は工事中となっております。

② 隣接地の用途地域及び用途の現況

方角	用途地域	用途現況
東側	商業地域	駅ロータリー、商業施設、宿泊施設が隣接
西側	商業地域	市道挟み事業所及び駐輪場
南側	商業地域	市道挟み事業所及び店舗
北側	商業地域	船橋駅が隣接

(3) 店舗建物の構造及び面積等

① 建物の構造

鉄骨造 地下1階、地上51階建て

② 建物面積の内訳<法第5条第1項第4号>

ア 建築面積 5,110.01 m²

イ 延床面積 89,605.78 m²

ウ 各階ごとの店舗等の面積及び延床面積等

(単位: m²)

区分	店舗面積	利用者層が異なる併設施設 a		利用者層が同一の併設施設 b	その他(共用施設等)	延床面積
		オフィス	マンション			
PH3階			37.56			37.56
PH2階			51.63		13.92	65.55
PH1階			44.29		41.29	85.58
8階～51階			48,066.02		17,809.80	65,875.82
7階			1,032.08		409.16	1,441.24
6階		744.03	1,029.47		493.37	2,266.87
5階		727.17	94.78		1,553.56	2,375.51
4階		305.99	560.11	154.96	1,214.92	2,235.98
3階	1,121.64		188.21		694.59	2,004.44
2階	1,043.46		231.15		980.33	2,254.94
1階	1,910.09		232.86		4,912.33	7,055.28
地下1階					3,893.96	3,893.96
ピット					13.05	13.05
合計	4,075.19	1,777.19	51,568.16	154.96	32,030.28	89,605.78

(注) 四捨五入により、個々の数値の和と合計の欄が合致しない場合があります。

③ 利用者層が同一の併設施設(併設施設 b)の内訳

併設施設		小売店舗に対する面積割合	営業時間	特記事項
保育所	154.96 m ²	3.8%	午前0時～翌午前0時	24時間
合計	154.96 m ²	3.8%		

5 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
 <規則第4条第1項第4号>

(1) 指針による必要駐車台数の算出

事項等		各事項算出のための計算式
地区の区分	商業地区	
行政人口	652,519人	令和7年11月 住民基本台帳
S: 店舗面積	4,075千㎡	4075㎡÷1,000
A: 店舗面積あたりの来店客数原単位	1418.5/千㎡	人口40万人以上&商業地区の場合の値 = 1500-20*S (S<20の場合の式)
L: 駅からの距離	30m	JR 総武線 船橋駅
B: ピーク率	14.40%	指針の基準値
C: 自動車分担率	14.15%	人口40~100万人&商業地区の場合の値 = 12.5+0.055*L (L<500の場合の式)
D: 平均乗車人員	2.0人/台	店舗面積10000㎡未満の場合の値 = 2.0(固定値)
E: 平均駐車時間係数	0.87	店舗面積10000㎡未満の場合の値 = (30+5.5*S)/60
必要駐車台数	51台	A×S×B×C÷D×E
ピーク時来台数	59台/時	A×S×B×C÷D
1日当たりの来台数	409台/日	A×S×C÷D

(2) 市町村条例等に基づく附置義務

① 附置義務の有無 有 ・ 無

② 条例等名称: 船橋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

③ 附置義務に基づく必要駐車台数: 百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分÷150㎡

④ 附置義務に基づく必要駐車台数の算出:

(店舗 9,930.63㎡ + 事務所 2,548.06㎡) ÷ 150㎡ = 83.19 ≒ 84台

保育所 331.53㎡ ÷ 450㎡ = 0.737 ≒ 1台

合計 85台

附置義務台数 85台のうち、事務所 2,548.06㎡ ÷ 150㎡ = 17台、保育所 331.53 ÷ 150㎡ = 1台は住宅機械式駐車場にて確保し、附置義務店舗面積 9,930.63㎡ ÷ 150㎡ = 67台は地下店舗用駐車場に
 来客用 51台 + 従業員等共用駐車場 16台を確保しています。附置義務条例は大店立地法で求められている来客用の駐車台数を求めるものではないため、必要駐車台数を大規模小売店舗立地法の必要
 駐車台数を確保する 51台で届出することを船橋市道路計画課に確認しています。

(3) 特別な事情による必要駐車台数の算出

該当なし

(4) 併設施設利用者のための駐車場の必要台数について

種類	内容	面積 (㎡)	当該小売店舗 駐車場と共用・ 別途の別	必要駐車 台数	算出根拠	収容台数 (届出台数に含 むかどうか)
b	保育所	154.96	共用	0台	併設施設の割合 20%未満	51台 (含む)

(5) 届出駐車場の構造、収容台数、面積、敷地の状況及び駐車可能時間帯

駐車場		駐車場種類	平面駐車場(自走式)
来客が 駐車 する 可能性 のある 駐車 区画	駐車区画 の数	普通車用	①43台 ②9台 ③6台
		軽自動車用	8台
		身障者用	1台
		高齢者用	0台
		総収容台数 (内訳)	67台 (内訳:届出台数51台、従業員等共用駐車場16台)
	駐車区画 の大きさ	普通車用	①2.5m×5.0m=12.50㎡ ②2.5m×6.0m=15.00㎡ ③2.7m×5.3m=14.31㎡
		軽自動車用	2.3m×5.0m=11.5㎡
		身障者用	3.5m×6.0m=21.0㎡
		高齢者用	-
	面積(駐車区画の大きさ×総収容台数)		871.36㎡
利用可能な出入口		合計 2か所(入口、出口)	
駐車料金の徴収の有無		有	
店舗専用・他の駐車場との共用の別		店舗専用	
敷地内・隔地の別(隔地の契約形態)		敷地内	
来客用利用可能時間帯 (来客以外も含めた利用可能時間帯)		午前0時～翌午前0時 (併設施設の来客:午前0時～翌午前0時)	

(6) その他の駐車場

事項	有無の別	当該小売店舗駐車場 と共用・別途の別	収容台数
従業員駐車場	有・無	共用・別途	16台
合計			16台

6 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項<規則第4条第1項第5号>

(1) 敷地周辺の道路の状況

上段:道路No 下段:道路名(通称)		道路No.1 市道 14-012 号線	道路No.2 市道 00-070 号線	
店舗からの方角		西側、南側	東側	
店舗駐車場の出入口 (有の場合、出入口 No.)		<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 入口、出口	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
搬出入車両が使う出入口 (有の場合、出入口 No.)		<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 入口、出口	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
幅員	車道	7.00m	6.88m	
	車線数	片側交互 1 車線	片道 1 車線	
	歩道	店舗側	2.47m	8.88m
		反対側	2.53m	-
	路肩・中央分離帯他	0m	0m	
合計	12.0m	15.76m		
交通規制		駐停車禁止 30 km速度制限	一方通行 駐停車禁止	
安全施設		ガードレール	ガードレール ポストコーン	
信号交差点の数 (右折帯設置の交差点の数)		1 (0)	無	
横断歩道等の有無		有	無	
通学路 の有無	店舗側	無	無	
	反対側	無	無	
バス路線の有無		無	有	
バス停の有無		無	有	
拡幅予定など		無	無	

(2) 駐車場の入庫処理能力

出入口 No	1 時間当たりの 入庫処理能力	算出根拠	ピーク 1 時間に予想される 来客の自動車台数
入口	450 台	$3,600 \text{ 秒} \div 8 \text{ 秒/台} = 450 \text{ 台}$	59 台

(3) 敷地内駐車待ちスペース

出入口 No	駐車待ち スペースの 有無	実際に用意 する駐車待 ちスペース	発券ブース の有無	必要駐車待ちスペース		スペース「無」の 場合その理由・対策
				長さ	算出根拠	
図面 4 建物配置 図及び1階平面図: 入口	有	70.0m	有	-35.56m	$(59 \div 60 \times 1.6 - 7.5) \times 6$ =-35.56	-

(4) 現状の平日、休日(日曜)それぞれの交通量調査の結果

調査年月日	令和 7 年 7 月 13 日(日)、7 月 14 日(月)
調査場所	交差点 A、B、C、D、E、F
調査の委託先	株式会社エスパシオコンサルタント
調査方法	方向別(普通車・大型車)
調査結果	別添「大規模小売店舗立地法手続きに係る交差点処理計画」のとおり

(5) 開店後の周辺道路の交通量の予測 <規則第 4 条第 1 項第 5 号>

予測方法	現況交通量のピーク時間帯に当該店舗立地による発生交通量を上乘せし評価する。
予測の根拠	方向別来台数を普通車・大型車の別に数取器でカウントする。
予測結果	全ての予測地点において交差点需要率は 0.9 を下回る。

7 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法<規則第4条第1項第6号>

(1) 来客の自動車を駐車場に案内する経路の設定

経路を示す図面	「図面 14 来退店経路図(広域)」、「図面 15 来退店経路図(周辺)」	
商圈設定の考え方	半径 1kmの円内を商圈としました。	
経路設定の考え方 ・配慮	周辺市道を広域からの来客者の主要な経路としました。 周辺の円滑な交通に配慮するため、また、周辺地域の生活道路への進入を防ぐため左折入庫、左折出庫とします。	
入 出 庫 の 説 明	入口、出口	(来店)A~D 方面から左折入庫。 (退店)A~D 方面へ左折出庫。

(2) 来客の自動車を駐車場に案内する方法及び交通への支障を回避するための方策

項 目		具体的な内容
案内表示の設置(敷地内、周辺)		駐車場出入口に案内看板を設置します。
ちらし等の配布・ホームページへの掲載などによる周知		開店前の予告チラシ、開店後は適宜販促チラシに案内図を記載する予定です。
交通整理員の配置		① 配置場所:入口、出口 ② 人 数:2名 ③ 配置日時等:オープン時期や特異日の混雑が予想される日に交通整理員を適宜配置します。
周辺道路に通 学路「有」の場 合の安全策	来客車両に係る安全策	通学路該当なし
	荷さばき車両に係る安全策	通学路該当なし
右折入出庫「有」の場合の解析結果、具体的安全対策等		右折入出庫該当なし
その他交通への支障を回避するための方策		場内に方向指示の矢印や停止線等の路面表示を行います。

8 駐輪場の計画

(1) 駐輪場の収容台数

届出収容台数 163 台

(2) 指針の参考値による必要駐輪台数の算出

S:店舗面積	4,075 m ²
必要駐輪台数算出式	S:4,075 m ² / 35 m ²
必要駐輪台数	116 台

(3) 市町村条例等に基づく附置義務

① 附置義務の有無 有 ・ 無

② 条例等名称: 船橋市自転車の放置防止に関する条例

③ 附置義務に基づく必要駐輪台数: 店舗面積 ÷ 25 m²/台

④ 附置義務に基づく必要駐輪台数の算出: 4,075 m² ÷ 25 m²/台 = 163 台

(4) その他の事情による駐輪台数の算出

該当ありません。

(5) 駐輪場の構造、収容台数及び面積

駐輪場 No	駐輪場構造	届出収容台数			面積	駐輪区画の大きさ / 1台		料金徴収の有無
		自転車	原付	合計		自転車	原付	
駐輪場	2段 ラック式	135 台	0 台	135 台	121.5 m ²	2.0m×0.45m	-	無
駐輪場	平面式	28 台	0 台	28 台	33.6 m ²	2.0m×0.6m	-	無
合計	-	163 台	0 台	163 台	155.1 m ²	-	-	無

※駐輪場面積について、一部2段ラック式駐輪場を設置します。図面の面積はラック上段が見込まれていない水平投影面積であるため上記表欄の面積と異なります。

(参考) 自動二輪車用駐車場

駐車場 No	駐車場構造	収容台数	面積	駐輪区画の大きさ / 1台	料金徴収の有無
自動二輪	平面式	7 台	24.15 m ²	2.3m×1.5m	無

(6) 駐輪場の管理体制

整理員等の配置		配置場所： 店舗敷地内 配置時間： オープン時期や特異日の混雑が予想される日に適宜配置し、通常日は混雑が発生する等の状況に応じて配置。 人 数： 1 名
管理体制	営業時間内	従業員による場内巡回により、枠内への駐輪の呼びかけ等を行います。
	営業時間外、深夜等	従業員による場内巡回により、枠内への駐輪の呼びかけ等を行います。

(7) 駐輪場案内の表示方法

案内看板の掲示(駐輪場入口看板)、区画線の路面標示を行います。

9 荷さばき施設の計画

(1) 荷さばき施設の面積・構造

荷さばき施設 No.	届出面積	想定する車両 (想定する車両の大きさ)	同時作業 可能台数	待機スペース	
				有無 (待機可能台数)	届出面積に 含むか
荷さばき施設	120.15 m ²	4t	3 台	無	-
合計	120 m ²	-	-	-	-

(2) 搬出入車両の出入口

荷さばき施設 No.	搬出入車両の出入口の数(専用・兼用の別)	出入口 No
荷さばき施設	2 か所(兼用)	入口、出口

(3) 荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No.	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設	午前 6 時～午後 10 時

(4) 搬出入車両の安全策

荷さばき施設 No.	出入口における安全策	敷地内での安全策
荷さばき施設	出入口における見通しを確保します。 従業員により安全を確認します。 通学時間帯を極力避けた計画とします。	従業員が適宜誘導を行います。

10 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

< 規則第4条第1項第7号 >

【荷さばき施設】

時間帯	搬出入車両(台)		廃棄物 車両…b	総合計 a+b	延べ処理時間 (搬出入+廃棄物)
	4t車	計…a			
6時～7時	1	1	1	2	30分
7時～8時			1	1	10分
8時～9時	1	1	2	3	40分
9時～10時	1	1	1	2	30分
10時～11時	2	2	1	3	50分
11時～12時			1	1	10分
12時～13時					
13時～14時					
14時～15時	3	3		3	60分
15時～16時					
16時～17時	1	1		1	20分
17時～18時	1	1		1	20分
18時～19時	1	1		1	20分
19時～20時					
20時～21時					
21時～22時					
合計	11	11	7	18	—
1台当たりの 平均的処理時間	20分	—	10分	—	—

【必要な荷さばき施設の確保の状況】

・同時作業可能台数:3台…A
 ・1時間当たり延べ処理可能時間:180分(60分×A)…B
 ・ピーク時処理時間:14時～15時 延べ60分…C
 B(1時間当たり処理可能時間) > C(ピーク時処理時間)であり、ピーク時でも対応可能な計画としています。

【1日当たり搬出入車両台数】

荷さばき施設 No	搬出入車両		廃棄物 車両…B	総合計 A+B
	4t車	計…A		
荷さばき施設	11台	11台	7台	18台
合計	11台	11台	7台	18台

11 遮音壁等を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面 <規則第4条第1項第8号>

項目	具体的な騒音対策の内容
遮音壁の設置の有無	無
緑地帯の設置の有無	無
その他の騒音軽減策	空調機器等の騒音発生機器の稼働は必要最低限とする。

12 各関連施設から発生する騒音に対する対策の概要等

(1) 駐車場の施設構造と騒音対策の概要

駐車場構造	届出台数 (総収容台数)	利用時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
平面駐車場 (自走式)	51台 (67台)	午前0時～ 翌午前0時	平滑な路面とします。	駐車場を地下に設置します。

(2) 荷さばき施設及び作業に係る騒音対策の概要

項目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき施設の騒音対策	荷さばき施設は十分なスペースを確保し平滑な路面とします。
荷さばき作業の騒音対策	荷さばき施設は地下に設置し作業時の騒音が外に漏れない位置とします。 荷さばき作業員に入出場時及び作業は静穏に努めるよう指導を行います。

(3) 廃棄物収集作業に係る騒音対策の概要

廃棄物回収場所の構造	回収時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
屋内	午前6時～午後10時	平滑な路面とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・早朝・夜間の作業は行いません。 ・廃棄物処理業者への騒音抑制を働きかけます。

(4) BGM等の営業宣伝活動の予定

*BGM等の使用の有・無 無

13 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間及び位置を示す図面 ＜規則第4条第1項第9号＞

項目	設置の有無	設置数	騒音レベル	稼働時間帯	騒音対策	定格出力等
冷凍室外機	有	14	65.0dB 以下	24 時間	室外機は最小限の稼働とします。	11.3kW 以下
キュービクル	有	1	53.8dB	24 時間		-
空調機室外機	有	32	73.0dB 以下	24 時間		8.12kW 以下
排気口	有	100	71.0dB 以下	24 時間		3.7kW 以下

14 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

＜規則第4条第1項第10号＞

予測地点			昼間 (午前 6 時～午後 10 時)		夜間 (午後 10 時～午前 6 時)	
	高さ	用途地域 (地域の類型)	環境基準 (dB)	予測結果 (dB)	環境基準 (dB)	予測結果 (dB)
A	1.2	商業地域(C 類型)	60	48	50	48
B	1.2	商業地域(C 類型)	60	46	50	46
C	1.2	商業地域(C 類型)	60	49	50	49
D	1.2	商業地域(C 類型)	60	46	50	44
E	1.2	商業地域(C 類型)	60	44	50	44

※「<30」は 30dB 未満であることを示します。

【予測結果の評価について】

すべての予測地点において、昼間、夜間共に等価騒音レベルは環境基準値を下回ります。

静穏に努めて運用してまいります。近隣の方々より騒音に関するご意見を頂いた場合には、状況を確認し適切に対応いたします。

15 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音の発生が見込まれる場合にあつては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

<規則第4条第1項第11号>

予測地点			規制基準 (dB)	予測結果 (dB)	備考欄
	高さ	用途地域 (区域の区分)			
P1	7.9	商業地域(第三種区域)	50	63	×
P2	10.2	商業地域(第三種区域)	50	38	○
P3	3.4	商業地域(第三種区域)	50	55	×
P4	1.2	商業地域(第三種区域)	50	72	×
P1'	7.9	商業地域(第三種区域)	50	39	○
P3'	3.4	商業地域(第三種区域)	50	45	○
P4'	1.2	商業地域(第三種区域)	50	52	×
P4''	1.2	第二種住居地域(第二種区域)	45	41	○

【予測結果の評価について】

当該店舗敷地境界における予測地点 P2 において、騒音レベルの最大値は規制基準値を下回ります。一方、予測地点 P1・P3 においては定常騒音の影響により、予測地点 P4 においては来客車両走行の影響により、騒音レベルの最大値は規制基準値をそれぞれ上回ります。

そこで、基準値を超過した予測地点について、保全対象側において再度予測を行いました。

隣地敷地境界上の予測地点 P1'・P3' においては、騒音レベルの最大値は規制基準値を下回りますが、予測地点 P4' においては来客車両走行の影響により規制基準値を上回ります。

さらに直近住居外壁において再度予測を行ったところ、予測地点 P4'' においては規制基準値を下回ります。

静穏に努めて運用してまいります。近隣の方々より騒音に関するご意見を頂いた場合には、状況を確認し適切に対応いたします。

◎定常騒音合成値の予測結果

予測地点			規制基準 (dB)	定常騒音合 成値(dB)	備考欄
	高さ	用途地域 (区域の区分)			
P1	7.9	商業地域(第三種区域)	50	65	×
P2	10.2	商業地域(第三種区域)	50	48	○
P3	3.4	商業地域(第三種区域)	50	58	×
P4	1.2	商業地域(第三種区域)	50	45	○
P1'	7.9	商業地域(第三種区域)	50	48	○
P3'	3.4	商業地域(第三種区域)	50	49	○
P4'	1.2	商業地域(第三種区域)	50	44	○
P4''	1.2	第二種住居地域(第二種区域)	45	38	○

【予測結果の評価について】

当該店舗敷地境界における予測地点 P2・P4 において、定常騒音の合成値は規制基準値を下回ります。一方、予測地点 P1・P3 においては規制基準値を上回ります。

そこで、基準値を超過した予測地点について保全対象側において再度予測を行ったところ、隣地敷地境界上の予測地点 P1'・P3' においては、定常騒音の合成値は規制基準値を下回りました。

静穏に努めて運用してまいります。近隣の方々より騒音に関するご意見を頂いた場合には、状況を確認し適切に対応いたします。

16 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測結果及びその算出根拠
 <規則第4条第1項第12号>

(1) 廃棄物等の排出量等の予測

廃棄物種別	S:店舗面積		A:1日当たり廃棄物排出量 指針原単位×S	B: 平均保管 日数	C: 見かけ比 重(t/m ³)	排出 予測量 A×B÷C
	6000 m ² 以下	4.075 千m ²				
紙製廃棄物等 (再資源可能なものに限る)	6000 m ² 以下	4.075 千m ²	0.848t	1.00 日	0.10	8.48 m ³
	6000 m ² 超					
			計 0.848t			
金属製廃棄物 (アルミ製・スチール製の容器等)	6000 m ² 以下	4.075 千m ²	0.029t	1.00 日	0.10	0.29 m ³
	6000 m ² 超					
			計 0.029t			
ガラス製廃棄物 (ガラス製の容器)	6000 m ² 以下	4.075 千m ²	0.024t	1.00 日	0.10	0.24 m ³
	6000 m ² 超					
			計 0.024t			
プラスチック製廃棄物 (食料容器、食料品トレイ等)	6000 m ² 以下	4.075 千m ²	0.082t	1.00 日	0.01	8.20 m ³
	6000 m ² 超					
			計 0.082t			
生ごみ等 (食品廃棄物等)	6000 m ² 以下	4.075 千m ²	0.689t	1.00 日	0.55	1.25 m ³
	6000 m ² 超					
			計 0.689t			
その他の 可燃性廃棄物等	6000 m ² 以下	4.075 千m ²	0.220t	1.00 日	0.38	0.58 m ³
	6000 m ² 超					
			計 0.220t			
					合計	19.04 m ³

(2) 特別な事情による廃棄物等の予測排出量

該当なし

(3) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況

* 小売店舗と共用 ・ 小売店舗と別途確保

<共用の場合>

施設	算出根拠							必要保管容量
	廃棄物種別	S:店舗面積		A:1日当たり廃棄物排出量 指針原単位×S	B: 平均保管 日数	C: 見かけ比 重(t/m ³)	排出 予測量 A×B÷C	
保育所	紙製廃棄物等 (再資源可能なものに限る)	6000 m ² 以下	0.155 千m ²	0.032t	1.00 日	0.10	0.32 m ³	
		6000 m ² 超						
				計 0.032t				
	金属製廃棄物 (アルミ製・スチール製の容器等)	6000 m ² 以下	0.155 千m ²	0.001t	1.00 日	0.10	0.01 m ³	
		6000 m ² 超						
				計 0.001t				
	ガラス製廃棄物 (ガラス製の容器)	6000 m ² 以下	0.155 千m ²	0.001t	1.00 日	0.10	0.01 m ³	
		6000 m ² 超						
				計 0.001t				
	プラスチック製廃棄物 (食料容器、食料品トレイ等)	6000 m ² 以下	0.155 千m ²	0.003t	1.00 日	0.01	0.30 m ³	
		6000 m ² 超						
				計 0.003t				
	生ごみ等 (食品廃棄物等)	6000 m ² 以下	0.155 千m ²	0.026t	1.00 日	0.55	0.05 m ³	
		6000 m ² 超						
		計 0.026t						
その他の 可燃性廃棄物等	6000 m ² 以下	0.155 千m ²	0.008t	1.00 日	0.38	0.02 m ³		
	6000 m ² 超							
			計 0.008t					
					合計	0.71 m ³	0.71 m ³	
合計	-							

(4) 廃棄物等の保管場所の計画

【廃棄物保管施設】

ア 廃棄物保管施設の計画 <規則第3条第1項第4号>

区分	保管可能な容量(A×B)	保管可能な面積A	保管可能な高さB	廃棄物保管施設の位置
紙製廃棄物等	9.00 m ³	6.00 m ²	1.50m	図面 5
金属製廃棄物等	0.30 m ³	0.20 m ²	1.50m	図面 5
ガラス製廃棄物等	0.30 m ³	0.20 m ²	1.50m	図面 5
プラスチック製廃棄物等	9.00 m ³	6.00 m ²	1.50m	図面 5
生ごみ等	1.35 m ³	0.90 m ²	1.50m	図面 5
その他可燃物	0.60 m ³	0.40 m ²	1.50m	図面 5
合計	20.55 m ³	13.70 m ²	1.50m	図面 5
(参考) 廃棄物保管施設の面積(C) 41.96 m ² (C≧A)				

イ リサイクル品(再利用対象物)保管施設の計画 <規則第3条第1項第4号>

紙製廃棄物等、金属製廃棄物等、ガラス製廃棄物等、プラスチック製廃棄物等、生ごみ等のリサイクル品保管施設は、廃棄物保管庫と兼用します。

ウ 廃棄物等保管施設の容量(届出容量=保管可能な容量の合計)

廃棄物保管施設の容量	20.55 m ³
------------	----------------------

廃棄物保管施設の総容量	21(20.55)m ³ ≧19.75 m ³ (指針の予測量合計)
-------------	--

17 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画・食品加工場の計画

(1) 廃棄物減量化・リサイクル計画

ア 法令への対応

①食品リサイクル法対応	調理残渣や食料品売れ残り等の食品ロスの削減や資源化を図ります。生ごみの水切りを行う等、食品廃棄物の発生抑制に努めます。食品廃棄物の減量化・リサイクルを推進します。分別した食品循環資源は再生処理事業者にて適正にリサイクルします。
②容器包装リサイクル法対応	段ボール、缶、ペットボトル、牛乳パック、発泡トレイをリサイクルします。ペットボトル、牛乳パック、発泡トレイについては、リサイクルボックスによる店頭回収を行ってリサイクルの推進を図ります。分別した資源物は再生処理業者にて適正にリサイクルします。
③家電リサイクル法対応	家電等を取り扱う際は、家電リサイクル法に基づき、使用済みのテレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍機・洗濯機は引き取り、収集、運搬を適切に行います。
④小型家電リサイクル法対応	家電等を取り扱う際は、小型家電リサイクル法に基づき、デジタルカメラなど使用済みの小型家電は、引き取り、収集、運搬を適切に行います。
⑤資源有効利用促進法対応(パソコン等)	パソコン等を取り扱う際は、資源有効利用促進法に基づき、使用済みのパソコンは引き取り、収集、運搬を適切に行います。

イ その他廃棄物減量化・リサイクルの取組

①商品搬入時における取組	無駄のない仕入れに努め、廃棄物の発生抑制を図ります。商品搬入時のダンボールは回収し再資源化します。
②営業活動における取組	大型商品等はテープで会計済とする等、簡易包装に努めます。事務所においては、再生紙の使用を推進するとともに、両面コピーや裏紙の利用を図り、紙ごみの減量化に努めます。野菜、果物等はばら売りをし、パックやトレイの減量化に努めます。
③地域住民等の意識を高めるための活動内容の公表等の取組	店内掲示にてレジ袋削減の呼びかけを行います。
④その他取組	店舗から発生する廃棄物については分別を徹底し、可能な限り再資源化に努めます。定期的に行う従業員研修のなかで減量化に関する教育に取り組みます。

ウ 廃棄物リサイクル・処理計画

廃棄物の種類	リサイクル割合	処理方法・資源化後の利用方法 (主なもの)	処分業者
紙製廃棄物等	100%	溶解処理し、再生紙に再生	許可業者 (未定)
金属製廃棄物等	100%	プレス圧縮処理し、製鋼原料に再生	許可業者 (未定)
ガラス製廃棄物等	100%	破碎処理し、カレットに再生	許可業者 (未定)
プラスチック製廃棄物等	100%	ペットボトルを業者に委託し、卵パック等に再生	許可業者 (未定)
生ごみ等	50%	分別し、堆肥化、焼却	許可業者 (未定)
その他可燃性廃棄物等	0%	焼却	許可業者 (未定)

(2) 食品加工場等計画

加工の具体的内容	寿司、惣菜、精肉、鮮魚、青果等の調理加工
悪臭対策	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ等は密閉性のある専用容器やビニール袋等に入れ生ごみ等保管庫に保管します。 定期的な清掃を行い悪臭の発生防止に努めます。
汚水対策	<ul style="list-style-type: none"> 排水溝にネットを設置し、汚水の原因となる生ごみ等は流しません。 グリストラップを設置して油脂の流出を抑制します。

18 防災・防犯対策への協力

(1) 防災対策

防災協定等締結(予定)の有無	無
締結(予定)協定の内容	-
協定以外の防災対策への協力	市や自治会等から要望があれば、協力を検討する。

(2) 小売店舗に係る防犯対策

<ul style="list-style-type: none"> 駐車場等の施設への適切な照明設備を配置します。 緊急時の通報体制の整備を行います。 店内に防犯カメラを設置します。

(3) 併設施設における防犯対策・非行防止策

<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の通報体制の整備を行います。 店内に防犯カメラを設置します。
--

19 街並みづくり等への配慮に関する事項

(1) 街並みづくり等への配慮事項

<p>【計画等名】 船橋市屋外広告物条例、船橋市景観条例、船橋市景観計画</p> <p>【上記計画に沿って、当該店舗において配慮する事項】</p> <p>地域の景観に配慮した施設の整備及び緑化等、積極的に良好な景観の形成に努めます。</p> <p>船橋市屋外広告物条例、船橋市景観条例、船橋市景観計画を遵守し、良好な景観の形成および風致の維持に配慮します。</p>
--

(2) 敷地内の緑化計画

敷地面積	緑化面積	必要緑化面積算出根拠
6,668.16 m ²	1,170.36 m ²	①必要緑化面積:1,125.24 m ² ②根拠法令:船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例 ③計算式:{容積対象延床面積÷80×1.5(m ²)} 60,012.59 m ² ÷80×1.5=1,125.24 m ²
<緑化の内容>高木、中木、低木を緑地内に配する。		

(3) 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策

	屋外照明	広告塔照明
照明灯の配置	駐車場内	壁面
照明灯の方向	下方照射	下方照射
照明の強さ	10ルクス以上を確保	周辺への悪影響が無いよう配慮します。
点灯時間	日没より日の出まで	日没より日の出まで
光害対策	・屋外照明及び広告塔照明の設置箇所については、周辺居住地に直接照明が当たらないように配置、方向、強さ、点灯時間に十分注意します。	

(4) その他、景観への配慮

特記すべき事項
<ul style="list-style-type: none">・ 建物に設置する看板は必要最小限の大きさ及び設置箇所に留め、屋外広告物条例等を遵守したものとします。・ 屋外照明は過剰な光量とならないように配慮します。・ 建物はシンプルな形状で外壁等は周囲との調和に配慮します。

20 歩行者の通行の利便性の確保

歩行者の通行の利便性の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 道路より店舗入口まで歩行者通路を設置し、来店者の安全を確保する。・ 駐車場から店舗への歩行安全確保のため、横断歩道を設置します。
夜間照明の設置	有

21 その他、設置者及び小売業者が指針で求めている配慮事項以外に地域社会へ協力できる事項等

地元からの雇用を促進します。

22 届出事項一覧表

届出事項		
店舗面積	4,075 m ²	
駐車場の位置 及び収容台数	位置	図面 5 地下 1 階平面図
	収容 台数	駐車場 51 台 合 計 51 台
駐輪場の位置 及び収容台数	位置	図面 4 建物配置図及び 1 階平面図
	収容 台数	駐輪場 163 台 合 計 163 台
荷さばき施設 の 位置及び面積	位置	図面 5 地下 1 階平面図
	面積	荷さばき施設 120.15 m ² 合 計 120(120.15) m ²
廃棄物等保管 施設の位置 及び容量	位置	図面 5 地下 1 階平面図
	容量	廃棄物保管施設 20.55 m ³ 合 計 21(20.55) m ³
開店時刻及び 閉店時刻	開店時刻 午前 0 時、閉店時刻 午前 0 時(24 時間)	
来客が駐車場を利用 することができる時間帯	午前 0 時～翌午前 0 時	
駐車場の 自動車の 出入口の数 及び位置	数	2 か所
	位置	図面 4 建物配置図及び 1 階平面図
荷さばきを行うこと ができる時間帯	荷さばき施設 午前 6 時～午後 10 時	